

◎ 闘論 内閣法制局長官の答弁制限

◎ 早稲田大学大学院教授・水島朝穂氏

◎ P あり

法治主義崩せば行政混乱

民主党など与党3党が検討している国会法改正では、これまで「政府特別補佐人」という立場で審議に参加してきた内閣法制局長官が答弁できなくなる。自民党時代でも乗り越えなかった一線を越えようとしているのではないか。

内閣法制局は、内閣提出法案が憲法に合っているか、これまでの法律の体系と整合性が取れているかを審査するプロフェッショナルだ。1954年に自衛隊が設立される時も、当時の内閣法制局は、「自衛権は憲法上認められるから、自衛のための必要最小限度の実力である自衛力は合憲」として、これが政府解釈となった。集団的自衛権行使の違憲解釈も、この解釈との整合性との関係で維持されている。

行政府としての憲法解釈は、最終的に内閣の責任で行われる。ただ、国務大臣には憲法尊重擁護義務が課せられており、憲法を勝手に解釈することができない。日本の裁判所は具体的な事件と無関係に抽象的に違憲審査ができないので、結果的に内閣法制局がその機能を期待され、実際果たしてきた面がある。

なぜ、内閣法制局長官の国会答弁が必要なのか。現在は内閣法制局長官が国会の委員会で答弁し、そこで首相や閣僚との答弁の間に「ずれ」がある場合に、野党が追及する余地がある。だが、内閣法制局長官を政府特別補佐人から外し、委員会での意見聴取をなくすと、内閣が法律専門家の意見を踏まえているのか、国会でチェックできなくなる。

民主党は行政公務員や有識者らから広く意見を聴取する「新たな場」を設置し、議事録も残すと提案している。しかし、正式の国会の委員会ではなく、有識者と法制局長官が同ランクに扱われてしまう。

政権交代が行われようと、法治主義は崩してはいけない。官僚の専門的な知識や技能を使わないと、かえって行政が混乱する。法律に基づく行政、憲法に基づく立憲政治を軽視するなら、それは歪んだ「政治主導」ではないか。

@@@@

◎水島プロフィール

みずしま・あさほ 早稲田大卒。専門は憲法学・法政策論。広島大助教授などを経て04年より現職。56歳。